

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 25 日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530078

研究課題名(和文)取締役の法令遵守義務の原理的構造 株主利益最大化原則との関係

研究課題名(英文)The system of principles behind the directors' duty of compliance: the relationship to shareholder value maximization

研究代表者

得津 晶 (Akira, Tokutsu)

東北大学・法学(政治学)研究科(研究院)・准教授

研究者番号：30376389

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：民事法上、取締役の法令遵守義務ないし法令遵守が問題となる様々な場面を検討した。その上で、株主利益最大化原則の根拠となる「効率性」基準と、法令遵守ないし法的思考方式の関係性について一貫した説明を与えた。その帰結として、効率性基準だけでは現実に解決しきれない問題が存在し、これらの問題について「さしあたり」の結論を導き出し、かつ、それが「正統」なものであるとするフィクションとして法律論があるとした。このことから、取締役の民事責任の場面での法令遵守義務も、効率性基準を直接適用しては解決できない場面に機能することから、株主利益最大化原則の適用はありえないことが導かれる。

研究成果の概要(英文)：This project analyzed a variety of legal problems about compliance of companies to explain the relationship between maximizing shareholder value standard and the duty to comply law. My research leads the efficiency standard behind the maximizing shareholder value has limitations to be applied to a variety of situations. Legal discourse form behind the duty of compliance supplies the tentative but convincing conclusion where the efficiency standard fails to lead any conclusion. Therefore, the efficiency standard's field is divided from one to be applied the legal discourse. That means the shareholder value maximization standard cannot be applied to the duty of compliance in applying the relationship to the liability of the companies' directors. This can influence the legal disputes in concrete form. Business judgment rule is justified to maximize the companies' value, under the efficiency standards. Therefore, business judgment rule cannot be applied to the duty of compliance.

研究分野：商法

キーワード：会社法 取締役の責任 法令遵守義務 忠実義務 遵法義務

1. 研究開始当初の背景

(1) コンプライアンス、内部統制システム等が会社法・金融商品取引法のプロパーとなつて久しいが(大阪地判平成12・9・20判時1721号3頁等)、この問題は、法令違反における取締役民事責任(平成17年改正前商法266条1項5号)の問題と重なる部分が多いにもかかわらず、別個独立に論じられてきた。さらに、平成17年会社法により、取締役民事責任(会社423)における任務懈怠概念と過失概念の錯綜も相俟って、概念の技術的問題には課題が山積している。技術的問題の議論が噛み合わない原因は、会社の法令違反により取締役が責任を負うのはなぜかという原理的問題が解決していない点にある。それは、取締役の通常的行為義務は、株主利益最大化原則によって説明されるが、法令違反による責任も株主利益最大化原則によって説明されるのか、それとも例外であるのかという問題であり、ここに判例及びその他実務の趨勢と学界の趨勢との間に齟齬がある。最高裁は、民事責任の文脈で取締役が法令遵守義務を負う根拠を「会社が法令を遵守すべきことは当然」とし(最判平成12・7・7民集56巻4号1767頁)、河合補足意見は法令遵守が株主利益最大化原則の外側にあるとする。実務でも、経団連企業行動憲章その他により、法令遵守義務は株主利益最大化原則とは別個としている。

(2) 他方、学説においては、若干の例外はあるものの、株主の長期的利益や株主の合理的意思といった概念を用いて株主利益最大化原則の枠内で法令遵守義務を説明する立場が支配的である。学説は、判例・実務の立場の論拠となる、会社も社会的実在である(最大判昭和45・6・24民集24巻6号625頁)というのでは法令遵守義務の範囲・強度等の反論可能な議論ができなくなることを危惧している。このことは、裁判例が、通常株主利益最大化原則が妥当する場面よりも法令違反の場面では広く責任を肯定すること(最判平成18・4・10民集60巻4号1273頁等)を学界が説明できないことにつながる。

(3) このような状況は、日本固有ではない。アメリカでは裁判例は、取締役の責任を注意義務違反類型で認めることはほとんどないが、悪意による法令違反の場合には責任を認める傾向にあり(Miller v. AT&T, 507 F.2d 759 (3d Cir. 1974))、ALI, Principles of Corporate Governance §2.01.(b)でも(a)項の利益最大化とは別に、法令等遵守が義務付けられている。しかし、学界において、株主利益最大化原則を放棄する見解は少数であり(Blair & Stout, A Team Production Theory of Corporate Law, 85 VA.L.R. 248)、圧倒的多数は株主利益の最大化という立場を堅持する。

(4) 他方で、法哲学では悪法問題(井上

達夫・共生の作法)、法の内的視点(Hart, THE CONCEPT OF LAW)等、法社会学ではルーマンのシステム論等、国内外の業績が費用便益分析とは異なる遵法義務の考え方が示唆している。

2. 研究の目的

本研究の主眼は、民事責任の文脈で、①取締役の法令遵守義務は株主利益最大化原則の下で説明されるか、及び、②いかなる論理で遵法義務は存在しいかなる範囲・程度で及ぶか、の2つの問題を一貫した理論で説明することである。

システム理論、内的視点といった観点から遵法義務を基礎づける一方で、これらの理論が、法制度をドグマティックな閉じた空間、自律的空間と捉えることによって実現されている社会的機能・合理性を導き、この社会的機能・合理性に照らして、遵法義務の程度・範囲を判断していく。その後、②で得た知見をもとに、③内部統制システム、取締役の民事責任における任務懈怠・過失の内容といった技術的な問題を一貫した理論で解決する。

3. 研究の方法

平成24年度は、Stanford Law Schoolでの活動を中心に、システム理論・内的視点等の法制度論を、功利計算に基づかない遵法義務として株式会社の取締役が法令遵守をする文脈にも適用しうることの論証及び、内部統制システムに関する議論の内在的再構成を行った。帰国後に、国内研究者との意見交換を経てFrameworkを確立した。

平成25年度は、実定法の解釈問題として、会社法上の取締役の民事責任(会社423)に上記議論を適用することの論証その他技術的な問題を進め、他方、実務において法令遵守がいかに考えられているのかというインタビュー調査によって現状の認識を確立させた上で、法令違反行為によるインパクトの計量的・定性的な調査によって本研究の問題意識の現実との整合性の有無を調べる。

平成26年度には、理論研究をまとめ、国際カンファレンスに参加して意見を交換したうえで、成果を公表する。

4. 研究成果

(1) システム理論・内的視点の応用可能性
法と経済学等の機能主義的立場を排斥するルーマンシステム理論やHartの法の内的視点が閉ざされた自律的システムとしての「法」的空間を基礎づけ、一つメタから見れば、社会にとって合理的であるという機能主義的見方との止揚の作業をすすめた。取締役の法令遵守義務への応用の前提として、財産法におけるもっとも基本的な構成要素の一つである所有権(法)を素材に検討し、2013年2月10日の早稲田大学での日本法社会学会準備会にてその構想を報告した。そこでは、強制取得と補償という具体的解釈論のほか、所有権がインセンティブないし経済的合理

性によって正当化される中で、法制度・ドグマティックのシステム論的側面があることが経済的合理性の観点からも説明できることを論じた。また、経済学的正当化と法律学の一般の関係について2013年2月8日に京都大学において分野を超えた数時間にわたる議論を経て、本研究の問題意識を深めた。

(2) 内部統制システム論との接続：10月に法政大学で開催された日本私法学会に出席し、法令遵守・内部統制の典型である会計ルールについてシンポジウム討論に参加した。東京大学商法研究会においても取締役会による従業員持株会への新株発行が不公正発行規制に違反していないかという場面を検討した。また、経済学・経営学による議論も参照するため、法の経済分析WSで報告した。また、株主総会への議題提案という場面についてアメリカ法の状況を検討した原稿を公表した。また、金融機関における株式保有規制という会社法と金融法の境界領域の具体的法令違反の場面については英語論文を完成させた(業績図書③)。そのほか、2013年3月に米国にて、弁護士に法令遵守義務に対する考え方についてインタビューを実施した。

(3) 前記の一般論の成果を踏まえ、取締役の法令遵守義務を、単に個別具体的な状況における費用便益分析の結果という正当化ではなく、費用便益分析ではどちらがいいのか結論を導けないという意味での調整問題状況において、それでも一方の結論を導き、それを当事者らに一定の納得をしてもらうフィクション(レトリック)としての機能があるというモデルの構築を目指した。その成果を「所有権」に応用したものとして、日本法社会学会のシンポジウムで報告をおこなった(業績学会発表②)。ここでは、のようなフィクション効果によって、一定の結論を採用し、これを前提に利害関係人が行動することで、利益となり、効率的であるということを示した。

この成果を会社法に応用すれば、どちらが効率的かは不明であるが一定の結論を採用することで利害関係人が、それを前提に行動することを可能にすることによる利益は「コミットメント」という形で会社法理論の中に、従来から埋め込まれていたこと、そして、コミットメントとして機能することが重要である反面、そこで採用される「一定の結論」が画一的である必要はなく、複数のコミットメントの選択肢を認める方法が有用であることについて証券市場の複層化構想との関連で示した(業績雑誌論文⑥)。

また、取締役の義務ないし行為規範の一つである「株主利益最大化原則」について、法令遵守の場面で相対化するための準備作業として、そもそも株主利益最大化原則の根拠である「残余権者性」の意味を確定させた(業績図書④)。これにより、どのような場面であれば株主利益最大化原則の例外が認めら

れるのが明らかになり、従来の会社法理解と法令遵守義務の理解とを接続することが可能になった。

そのほか、遵法義務の対象分野として、国家による制定法だけではなく、慣習をどのように位置づけるのかという派生問題についても検討した(業績図書⑤)。

(4) 遵法義務と株主利益最大化原則の関係
まず、遵法義務が背景とする功利主義計算に基づかない法的思考様式と、株主利益最大化原則が背景とする功利主義・法道具主義の考え方の関係を包括的・総論的に分析した。その帰結は、効率性基準だけでは現実に解決しきれない問題が存在し、これらの問題について「さしあたり」の結論を導き出し、かつ、それが「正統」なものであるとするフィクションとして法律論があるとした。この成果は、私法学会のワークショップ報告を行い、多数の参加者と積極的な意見交換を行った(業績学会発表①)。

このことを取締役の民事責任の場面に応用すると以下のことがわかる。法令遵守義務も、効率性基準を直接適用しては解決できない場面に機能することから、株主利益最大化原則の適用はありえない。これは、従来の判例が述べてきたことを理論的に正当化したことを意味する。この帰結については、国際的カンファレンスである第19回日本台湾法律家協会学術研究総会(国立中興大学)に参加して、「食品安全」をテーマに企業の責任を問う諸報告の中で台湾をはじめとする海外の研究者と意見交換を行なった。

さらに、上記の成果から、従来、代表者が、研究してきた、株主利益として配当ないし残余財産請求権を意味する株主の利益(public benefit)以外の利益を追求する場面、すなわち株主の私的利益(private benefit)ないし株主以外のstakeholderの利益を会社法がどのように受け止めるのかという構想の中に取締役の法令遵守義務の問題を位置付けることができた。取締役が遵守すべき法令が保護目的とする利益は、株主のprivate benefitまたは他のstakeholdersの利益と位置付けることができるからである。

具体的場面として、破産法との関係での債権者の利益、とりわけ詐害譲渡の問題を検討した(業績雑誌論文①)。また、これらの議論を受け止めるべき私的利益論の分析も株式持ち合い等を素材に進めた(業績図書②)。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計8件)

- ① 得津晶「会社分割等における債権者の保護」旬刊商事法務 2065号、査読無、15-27頁 [2015年4月15日号]

- ② 得津晶、「目的物が盗難車である売買契約と商法 526 条」ジュリスト増刊平成 26 年度重要判例解説(ジュリスト 1479 号)、査読無、119—120 頁 [2015 年 4 月 10 日]
- ③ 得津晶、「株主総会決議による任期 10 年の取締役解任の『正当な理由』」ジュリスト、査読無、1477 号 99—102 頁 [2015 年 3 月 1 日]
- ④ 得津晶「自己株式の取得・子会社による親会社株式の取得」法学教室 409 号、査読無、4—10 頁 [2014 年 10 月]
- ⑤ 得津晶「会社法のインデックス化に未来はあるか？」ビジネス法務、査読無、14 巻 4 号(2014 年 4 月号) 126—131 頁 [2014 年 4 月 21 日]
- ⑥ 得津晶「持ち合い株と資本市場の健全な発展：株式所有構造の多様化とコミットメント」月刊金融ジャーナル、査読無、690 号 (2014 年 2 月号、55 巻 2 号) 22—25 頁 [2014 年 2 月]
- ⑦ 得津晶「生命保険約款上の無催告失効条項と消費者契約法 10 条」北大法学論集、査読無、64 巻 4 号 1750(170)[261]—1720(140)[291]頁 [2014 年 1 月]
- ⑧ 得津晶「株主総会議題の抱合せによる経営者の保身の実態」アメリカ法、査読無、2012—1 号 143—148 頁 [2012 年 12 月 20 日]

[学会発表] (計 2 件)

- ① 得津晶、第 76 回 (2014 年度) 日本私法学会ワークショップ「機能主義的法解釈論と概念法学との架橋」報告、主催 (2014 年 10 月 11 日中央大学 [東京都八王子市])
- ② 得津晶、2013 年度日本法社会学会学術大会「多元分散型統御を目指す新世代所有権法学は存在するのか？」ミニ・シンポジウム企画関連シンポジウム II 「所有権の構造・意味・機能」(2013 年 5 月 12 日於：青山学院大学) [東京都渋谷区]

[図書] (計 5 件)

- ① 得津晶、「手形金請求訴訟の提起と原因債権の消滅時効の中断」神田秀樹＝神作裕之編・手形小切手判例百選 [第 7 版] (有斐閣) 158—159 頁 [2014 年 11 月]
- ② 得津晶「契約による私的利益の規制と株式持ち合いへの応用可能性」飯田秀総＝小塚荘一郎＝榊素寛＝高橋美加＝得津晶＝星明男編『商事法の新しい礎石——落合誠一先生古稀記念論文集』(有斐閣) 67—99 頁 [2014 年 7 月]
- ③ Akira Tokutsu, Regulation of Bank Shareholding: A Functional and Historical Analysis, in Zenichi Shishido ed. Enterprise Law—Contracts, Markets, and Laws in the US and Japan 205-221, Edward Elgar 2014

- ④ 得津晶「2 つの残余権概念の相克 岩原紳作＝山下友信＝神田秀樹編集代表・会社・金融・法 [上巻] (商事法務) 111—134 頁 [2013 年 11 月 30 日]
- ⑤ 得津晶「民法・商法における慣習」新・総合特集シリーズ (別冊法学セミナー) No.4 民・商法の溝をよむ (日本評論社) 17—25、27 頁 [2013 年 9 月 20 日]

6. 研究組織

(1) 研究代表者

得津 晶 (Akira Tokutsu)

東北大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：30376389